

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和2年12月定例会

議案の 件名	議案第72号 交野市介護保険条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
本市が行う介護保険について、法令に定めがあるもののほか、条例において定めたもの。		他自治体も同様に改正					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
地方税法等の一部改正に伴い、介護保険条例における文言の改正を行うもの。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
令和2年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）公布 令和3年1月1日 地方税法の一部を改正する法律の施行		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		14.福祉施設や専門の支援によって、暮らしが支えられている			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称					
〈市民参加の状況〉		策定年度					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間					
〈政策等の実施時期〉		令和3年1月1日施行					
担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）			
福祉部		高齢介護課		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表等）			

交野市介護保険条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布され、延滞金に係る名称等の改正を内容とする地方税法の一部改正が令和3年1月1日から施行されることに伴い、本市条例においても所要の改正を行うものである。

2. 条例改正案の内容

本市条例附則第6条の延滞金の割合の特例の規定について、延滞金に係る名称等を特例基準割合から延滞金特例基準割合に改め、それに伴い条文の整理を行う。

3. 施行日

令和3年1月1日

※延滞金の割合の特例に係る改正内容について、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

交野市介護保険条例（平成12年条例第25号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第6条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第6条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>